

2022（令和 4）年 11 月 14 日

新宿区労働報酬等審議会
会 長 六 田 文 秀 様

新宿区労働報酬等審議会委員
連合新宿地区協議会
八 木 信 男

第 2 回新宿区労働報酬等審議会への意見

2023（令和 5）年度の業務委託契約・指定管理者協定等の労働報酬下限額に関して

2022（令和 4）年 10 月 31 日に開催された第 1 回新宿区労働報酬等審議会において示された資料、及び 2023（令和 5）年度労働報酬下限額の事務局案に関して、現下の経済情勢及び他の公契約条例施行自治体の状況等を踏まえ、下記の通り意見を申し上げます。

記

1、「令和 5 年度労働報酬下限額の設定」について

（1）事務局案 1 2 0 2 円について

東京都の最低賃金が 1 0 月 1 日から 1 0 7 2 円となり、更には 1 0 月 1 1 日付の特別区人事委員会勧告を踏まえ、1 2 0 2 円という事務局案が示されたことは妥当であると考えます。

また、「委託業務等は、受注者が区の代わりに区の業務を行うものであることから」という視点が初めて示されたことを率直に評価いたします。

次年度に向けては、賞与（期末手当等）も計算式に反映させる等、より実態に則した議論が始まることを望みます。

（2）郊外施設協定（神奈川・山梨・長野）の労働報酬下限額について

当該の神奈川県、山梨県、長野県の各自治体の高卒初任給行（二）1 級 19 号を基に算出される金額を適用すべきです。新宿区が今回、委託業務等に係る労働報酬下限額の算出に使用した計算式と考え方で同様の措置を行うほうが、区の施策としての整合性が損なわれず、かつ合理的と考えます。

（3）職種別の労働報酬下限額設定の必要性

新宿区においても、人材確保の観点から職種別の労働報酬下限額を早期に設定すべきです。

2、審議会の運営について

（1）開催時期について

本審議会において実質的な議論ができ、区の前算編成に着実に反映させるためにも、8 月頃に第 1 回審議会を開催し、12 月にかけて複数回開催されるべきと考えます。

(2) 審議のための各種資料、データ提供について

公契約条例対象契約の件数、落札率、契約先、労働報酬確認報告書の各項目集計結果や具体的な賃金額等、実態が検証できるデータの提示をお願いいたします。

3, 令和4年度公契約アンケートについて

条例の実効性を検証できる内容に改善すべきと考えます。実際に受け取っている賃金額、受け取る賃金が増えたかどうか等、より具体的な質問項目を追記することが必要と考えます。

また、工事と委託のアンケート内容は変えるべきです。

4, 新宿区公契約条例の目的を実現するために、現在の行政指導型からILO条約型へ転換する必要性を提起いたします。

現状では、労働者の賃金が労働報酬下限額を下回った場合の差額請求権や、元請受注者の連帯責任が、明記されていないため、ダンピング受注を行なおうとする事業者を排除できず、公共工事や公共サービスの質の確保を担保できている状態であるとは、必ずしも言えません。行政指導型からILO条約型へ転換は、受注事業者等の理解や、専門家の指導（施行規則の改定で可能か、条例そのものの改定・議会承認が必須か）が必要になるものと思われまます。そのために、まずは、実態を丁寧に把握していく必要があります。

最後に、新宿区公契約条例の目的である「公契約の公平かつ公正な入札制度、労働者等の適正な労働環境を確保することにより、適正な履行及び良好な品質の確保を図り、もって区民サービスの向上及び地域経済の活性化に寄与する」の実現のために、引き続き当審議会において建設的かつ丁寧な議論の重ねていくことをお願いし、意見といたします。

以 上